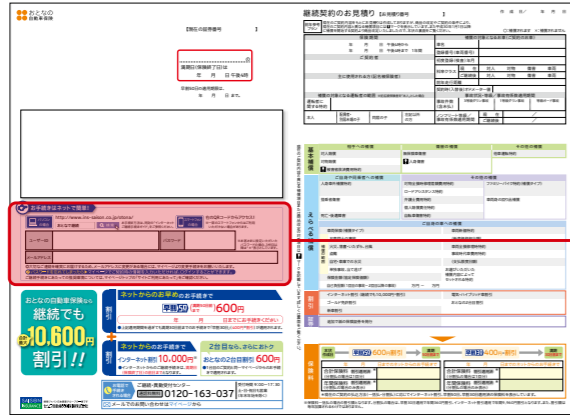


パスワードを忘れてしまった場合のログイン方法

パスワードを忘れてしまった場合の対処方法は、次の2つがあります。

ユーザーIDとパスワードの記載場所について



お手続きはネットで簡単!



http://www.ins-saison.co.jp/otona/

おとなで継続

検索



右のQRコードからアクセス!
※一部のスマートフォンからはご利用いただけません。

QRコード

ユーザーID A B C D E F G H I J

パスワード 0 1 * * * * * *

※お客さまに設定いただいたパスワードの場合、3桁目以降は"*"表示をしています。

※パスワードはセキュリティのため、一部をアスタリスク(*)で表示しています。

その1 インターネットで ご本人確認をさせていただき、その後、パスワードの再設定をさせていただきます。

1 マイページへのログイン

マイページトップから、**ユーザーID/パスワードをお忘れの方**をクリックしてください。



2 確認方法のご案内

続いて、**「ご本人様であることの確認」画面へ進む**をクリックしてください。



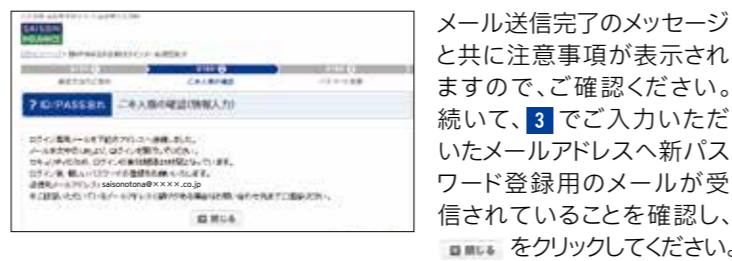
3 ご本人様の確認(情報入力)

契約者ご本人であることを確認させていただくため、お客さまの情報を入力してください。続いて、**「ログイン専用メールの送信」**をクリックしてください。ご入力いただいたメールアドレスにログイン専用メールが送信されます。

※メールアドレスは、ご登録いただいているメールアドレスをご入力ください。

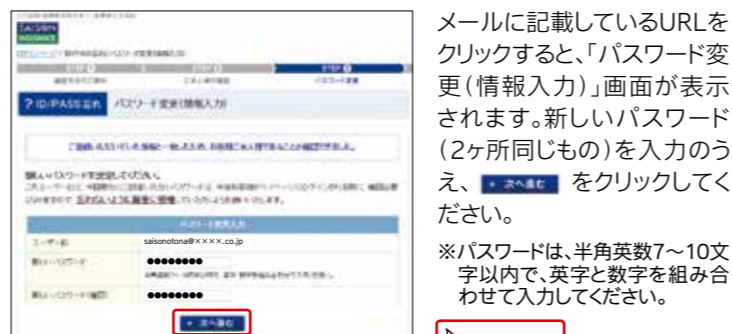


4 ログイン専用メールの送信確認



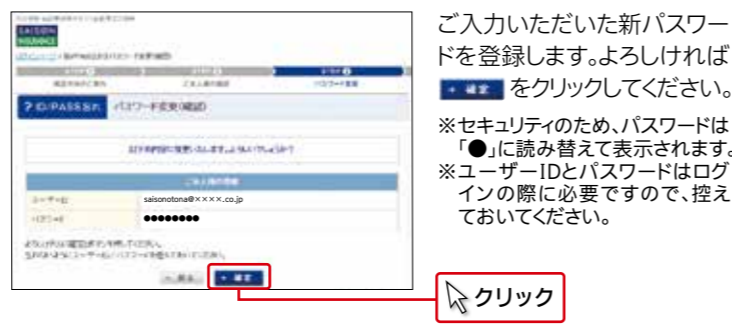
メール送信完了のメッセージと共に注意事項が表示されますので、ご確認ください。続いて、**3**でご入力いただいたメールアドレスへ新パスワード登録用のメールが受信されていることを確認し、**確認**をクリックしてください。

5 パスワード変更(情報入力)



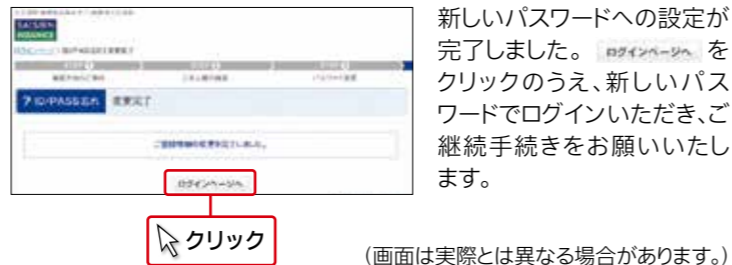
メールに記載しているURLをクリックすると、「パスワード変更(情報入力)」画面が表示されます。新しいパスワード(2ヶ所同じもの)を入力の上、**次へ進む**をクリックしてください。
※パスワードは、半角英数7~10文字以内で、英字と数字を組み合わせて入力してください。

6 パスワード変更(確認)



ご入力いただいた新パスワードを登録します。よろしければ**確定**をクリックしてください。
※セキュリティのため、パスワードは「●」に読み替えて表示されます。
※ユーザーIDとパスワードはログインの際に必要ですので、控えておいてください。

7 変更完了



新しいパスワードへの設定が完了しました。**ログインページへ**をクリックの上、新しいパスワードでログインいただき、ご継続手続きをお願いいたします。

(画面は実際とは異なる場合があります。)

その2 お電話で ご継続・異動受付センターにお電話をいただき、ご本人確認を行った後、封書にてユーザーID、パスワードをお知らせします。

1 ご継続・異動受付センターへのお電話

契約者ご本人より、お電話をお願いします。

通話料無料 **0120-163-037** 受付時間9:00~17:30
土・日・祝日も営業(年末年始を除く)

2 封書によるパスワード通知(お電話から4日以内に届きます。)*土・日・祝日の場合を除く。

マイページにログインするためのユーザーID・パスワードを記載した「マイページに関するお知らせ」をお送りします。「マイページに関するお知らせ」に記載のユーザーID・パスワードでマイページにログイン後、お手続きください。

よくあるお問い合わせ

Q 現在の契約と同じ条件で、かつ、事故も起こしていないのに、継続後の保険料が上がることがありますか?

A あります。主に以下の4つの要因が考えられます。

その1:料率クラスが上がったため

お車の車種が自家用乗用車(普通・小型)の場合には、お車の型式に応じて対人賠償、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両の補償内容ごとの保険料を算出し、[1]~[9]の9段階の料率クラスを定めています。この料率クラスは型式ごとの事故実績などに応じて1年に1回見直されます。そのため契約条件の変更がなく1年間無事故でも、料率クラスが上がると保険料が上がることがあります。

その2:年齢が上がったため

年齢別に1歳刻みの保険料体系となっているため、お車を主に使用される方の年齢が上がった場合に保険料が上がることがあります。

その3:新車割引が適用されなくなったため

新車割引は、ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、保険期間の初日の属する年月がお車の初度登録(検査)年月から25ヶ月以内の場合、新車割引が適用されます。

その4:電気・ハイブリッド車割引が適用されなくなったため

電気・ハイブリッド車割引は、ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の電気自動車またはハイブリッド車の場合で、保険期間の初日の属する年月がお車の初度登録(検査)年月から13ヶ月以内の場合、電気・ハイブリッド車割引が適用されます。